

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

船橋市長 松戸 徹

市町村名 (市町村コード)	船橋市 (122041)
地域名 (地域内農業集落名)	大神保町 (大神保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月10日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大神保町地区は、梨が中心に栽培されており、また一部露地野菜も栽培されている。地域の課題としては、高齢化や担い手不足、労働力不足等が挙げられ、後継者候補がいたとしても、樹園地の維持管理に多大な労力を要するため、承継の実現が困難である。加えて、害獣(ハクビシン、カラス等)の増加から、果実の食害や防護ネットの破損被害が多発している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大神保町地区では、今後も引き続き梨を主要品目として栽培していく。担い手不足等への対応については、相談窓口の設置や、新規就農者と地域の農業者が面談・相談できる体制の整備を関係機関と共に検討するとともに、農地の貸借に関するマッチングの仕組みについても、推進委員会を中心に検討していく。また、農業法人等に対しても同様の体制の構築を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「再生利用が困難である二重川沿いの農地を除く農振農用地区域内の農地」及び「耕作者等から希望があった農地」を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手等の希望がある場合は農地所有者の合意の基、農用地の集積・集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
希望に応じて、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
該当なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者等多様な経営体の参入に関して、地域と共生可能な人材であれば貸し借り等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区内において、近年ハクビシンやカラス等の鳥獣被害が多くなってきている。鳥獣被害防止対策の1つとして、船橋市農業センターで貸し出しをしている箱罟を活用する。